

教育長

令和2年度の第1回総合教育会議を開催します。町長より挨拶をお願いします。

町長

本日は令和2年度の第1回総合教育会議にお集まりいただきありがとうございます。大山町は他の市町村に比べて総合教育会議がしっかり開かれており、大山町の教育について真剣に議論されていると認識しています。本日は3つの協議案件について、しっかりと議論していきたいと思います。

教育長

おはようございます。1学期も終わりに近づきましたが、今後は新型コロナウイルスの第2波、第3波に向けて対策を考える必要があります。本日は教育委員の皆さんからの忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと思います。宜しくお願い致します。それでは、日程第2の協議事項(1) 学校給食費無償化について事務局より説明をお願いします。

幼児・学校

教育課長

資料2、3ページをご覧ください。平成26年度から令和2年度までの間、1食当たりの給食費の金額の変更はありません。小学校は278円、中学校は328円です。町の補助金は、牛乳の補助として小中学校共に8円の補助、保護者負担補助として平成29年度2学期から半額の補助を行っており、その補助額は、小学校が135円、中学校は160円です。町の補助見込み額として令和2年度の牛乳見込み額は約172万円、保護者負担補助見込み額は約3084万円、町補助合計見込み額が約3256万円です。給食の単価の内訳は令和2年度の見込み額として牛乳代で約54円、主食費が小学校で約32円、中学校で約39円、副食費が小学校で191円、中学校で234円となり、平成26年度と今年度を比較した場合、牛乳、主食費が値上がりし、副食費にしわ寄せがきている現状です。このことから来年度あたり値上げの検討が必要だと考えています。学校給食費無償化にあたって、検討が必要な事案としては、アレルギー児童生徒の対応、区域外就学者（町外在住者）への対応、すでに集金済である給食費の返金方法があります。

教育長

教育委員

町長

何か質問、意見がありましたらお願いします。

今後も給食費無償化を続けていくにあたっての財源が心配です。

財源は今年度に関しては国から新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金が約5億円弱あります。主に経済対策に使っているが、福祉的な、子育て世帯に対する支援には使っていません。予算ベースでまだ1億の余力があり、財源の心配はないと考えています。来年度以降の恒久的な制度として給食費の無償化をする場合も、消費税の増税分で大山町に入ってくる財源は増えていますが、大山町は、保育料の無償化は以前から行っており、新たな施策には使っていません。そういった財源を使えば十分に安定的な制度としてやっていけると考えています。

教育委員

全て無償ということですか。

教育次長 そうです。

町長 来年度は値上げの必要があるという話がでていましたが、年度内に食材の値上がり等があったとしても、給食費を追加で徴収することが無いようにしたいと考えています。

教育委員 給食費を支払う事が出来ない家庭もあり、給食費無償化によって親子共に安心して給食を食べることができるようになるのは良いことだと思います。

町長 大山町の給食費の滞納はどのような状況ですか。ゼロに近い状態ですか。

教育次長 はい。

町長 給食費の徴収は、口座引き落としですか。

教育次長 基本は口座引き落としです。

町長 給食費無償化のメリットとして、給食費の徴収に係る負担削減や、給食費が払えなくて負い目を感じている保護者や子どもの精神的負担の軽減があります。

教育長 給食費無償化については心配だった財源も安心できるということでした。

町長 私の私見で確証はないですが、全国の自治体で給食費無償化の地域が増加しています。将来的には、国の事業として給食費無償化を行う方向に進んでいくのではと考えています。

教育長 ありがとうございました。

 続いて、協議事項（２）フリースクール利用料助成について事務局よりお願い致します。

教育次長 町民の方からフリースクールに通う児童生徒への助成ができないかという申し入れがあり、議会からも同様の質問がありました。このことについては、6月議会で前向きに検討していきたいと答弁をしています。町内にある寺子屋以外に町外のフリースクールに通っている児童生徒は3家族4名います。子ども達にとって、いろいろな選択肢があって良いのではないかという考えのもと前向きに検討しています。鳥取県が今年度から始めた鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金にそって助成を行っていきたいと考えていますが、この補助金の目的は、県が認可しているフリースクール（県内4か所）に通う場合の経費の助成を行うものです。対象者は、事業実施市町村に住所を有する町県民税の所得が257,500円未満の世帯です。対象経費はフリースクールに通う際に必要な授業料とし、補助率は授業料の1/2で1人当たり月額6,600円が上限です。県への補助金の申請については、6月で一度締め切られていますが、新規事業であるため、市町村の準備が整い次第、随時申請可能です。新規事業であり、申請予定者の総数がかめない状況であるため、仮に申請者数が予定数を超過した場合、県は補正予算で対応する予定です。また、4月から遡及して適応可能です。大山町の補助案

として、対象者・対象経費は県と同じ基準、補助額については1人あたり20,000円(県1/3 6,600円 町2/3 13,400円)を上限と考えています。また、予算額として96万円(4人計上)を想定していますが、そのうち県補助金が31万6800円となる見込みです。申請方法は保護者が大山町教育委員会へ直接申請します。実施方法としては、就学援助と同様、年3回に分けて支給する計画です。順調にいけば令和2年10月の県の交付決定後、該当家庭に1回目の助成金支払いを行う予定です。

- 教育長 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
- 町長 申請は、まず町教育委員会に提出し、その後、町教育委員会から県教育委員会に提出するという流れになりますか。
- 教育次長 そうです。
- 町長 県から補助を受けて町から対象者に支払うということですね。
- 教育次長 そうです。
- 町長 所得制限は県の基準の所得制限に合わせるということですが、県の所得制限の基準の根拠は何でしょうか。
- 教育次長 県の基準に対する根拠は把握しておりません。
- 町長 共働きだと、所得制限を超える可能性があります。1家庭で複数人通っている場合はどうなりますか。
- 教育次長 今現在、1家庭で2名通っている家庭もおられますが、あくまでも県の基準に沿う形となります。
- 町長 実情を見ながら大山町としての基準を細かく変えていく必要があると思います。制度や対象を含め要綱を作るときに配慮が必要だと考えます。
- 教育長 所得に関わらず町として補助して欲しいと陳情書にありました。町として、所得制限の基準をあらためて考えていく必要があります。
- 教育委員 不登校の子どもを持つ親の負担を軽くするためにも、いろいろな選択肢を選べる支援があると大変ありがたいです。
- 町長 学びの場の選択肢を義務教育の期間は、可能な限り提供していくことが必要だと思います。所得制限を見直し、可能な限り幅広く助成していきたいと考えています。
- 教育委員 所得制限を見直す意見に賛成です。
- 町長 可能な限り見直す方向で考えてはどうでしょうか。
- 教育長 所得に限らず対象を広げるという方向で検討していきたいと思います。
では(3)コミュニティースクール(CS)について事務局より説明をお願いします。
- 教育次長 平成29年地方行政に基づく学校運営協議会の設置についての条例が制定され、令和4年に設置義務化が予定されています。令和4年の導入を目指して今年度から準備をする必要があります。今後の予定として、令和2年9

月～10月に学校管理職対象研修会の実施、10月以降に大山町CS導入推進協議会の立ち上げ、令和3年度に大山町CS導入推進協議会を各学校・各学校区のCS導入推進協議会へ移行、令和4年度に各学校・各学校区CS導入を目指しています。CS導入を考えていきますが、先生方の負担軽減に繋がる形作りを目指したいと考えています。CSの主な機能として、「校長が作成する学校運営の基本指針を承認することができる」「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べることのできる」の3つがあります。学校運営審議会と地域学校協働本部が一体となって学校の運営に関わっていきます。その際、地域と学校を繋ぐコーディネーターの役割が非常に重要になります。

教育長 コーディネーターの働き方により、事業が上手くいくかどうかが決まります。学校の負担を、これ以上増やさない取り組みが必要です。ご意見等がありましたらお願いします。

教育委員 地域の方を巻き込んで子どもを育ていくという把握でよいですか。

教育次長 そうです。

町長 今ある学校と地域との繋がりを地域全体に広げる取り組みです。文科省は放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体にしたものを、地域の方の協力のもと、子どもの教育の充実のために設置したいと考えています。

教育次長 今すでにある地域のいろいろな活動と学校を繋ぐことによって、学校も地域の活動を取り入れやすくなると思います。

町長 新しい取り組みではなく、地域と学校が別々で行っていた取り組みを一緒にできないかというものです。

教育委員 地域の人に補ってもらいながら、先生方の負担がなく、子ども達に喜んでもらえる活動が増えて欲しいです。

教育委員 中身を見ると、今やっている取り組みが多くあります。各自で行っている点々を線で繋いでいくと良いと思います。

町長 地域自主組織としても学校運営と関わることで活動のしがいがある。地域自主組織と連携して取り組んでいくと良いと思います。

教育長 ありがとうございます。

(4)のその他ですが、小規模保育所について、事務局から説明をお願いします。

幼児・学校教育課長 小規模保育所運営の指定管理に関する内容について説明します。直営の場合のメリットとして、保育の質の確保が比較的容易であることが考えられます。一方、デメリットとして、正職員を配置するため人件費が割高になる、同じ町職員でありながら業務量の差が出る、保育士、調理員の確保が課題になります。指定管理者による運営のメリットとして、直営よりも運営費

が安い、指定管理者の職員を効率的に配置できる、小規模保育所のみに従事する保育士を募集するため、保育士の確保がしやすい、所長業務のうち、施設管理業務や予算執行等の事務負担が減るため保育に関わる時間が増えることが考えられます。デメリットとして、保育士の質の確保のため研修が必要、保育所業務に関して運営面で町の支援が必要、小規模保育事業所では、公立保育施設として質の高い保育を継続して提供し、直営保育所との連携を図るため、町職員（所長）の派遣、研修の実施の支援が必要だと考えています。実際の研修内容案については、小規模保育事業所従事予定者研修（5日程度）、新規採用保育士研修（年4回以上）、町内保育士・所園長研修（11回）、年齢別担任研修（12回以上）、専門研修（4回）、事例検討会、保護者対応研修（6回）、等があり町の保育士と一緒に研修を行う予定です。その他、県の研修や安全対策の研修も直営の保育所同様の研修を考えています。

教育長 小規模保育所の運営について事務局より説明がありました。ご質問、ご意見がありましたらお願い致します。

町長 補足します。運営方法を議会でも議論していますが、町としては指定管理で町内の社会福祉協議会はどうかと相談しながら進めています。教育委員さんの理解を得た後、9月議会で条例化に向け提案予定です。社会福祉協議会は運営上保育事業を受けることをメリットとして捉えており、町としても保育の質を落とさないために研修や保育士の派遣等、しっかりと連携を取りながらデメリットを打ち消してメリットを高めていきたいと思えます。

教育委員 子どもと保護者が安心できる施設にして欲しいです。

教育委員 指定管理の場合は社会福祉協議会が採用した職員になりますか。

幼・学課長 保育資格所有者になりますが、指定管理者の職員になります。

教育委員 職員の募集は社会福祉協議会が行いますか。

町長 そうです。

教育長 保育の質の確保は議会からも心配する声が上がっていました。社会福祉協議会が運営しても研修や連携等、教育委員会でもしっかりと関わっていきたくて考えています。その他、何かありますか。

教育次長 学校給食費の無償化は、今日は臨時交付金に絡んだ話ということでよいですか。あるいは、次年度以降も踏まえた話として考えればよいですか。

町長 今の話は今年度の話です。来年度以降のことは来年度の予算の時期に協議する必要があると思えます。

教育長 ありがとうございます。以上で令和2年度第1回総合教育会議を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。